

Column

## 副業はバレる？ バレない!? マイナンバーで高まる不安

る(同)というわけだ。  
もともと、マイナンバーは先述のように今はまだ不完全な代物だ。現に国税幹部も「マイナンバーで

全ての所得動向を把握できるわけではない」と認める。例えば、個人事業主などがそもそも無申告の場合、その全体像を捕捉するのは

難しい。  
そこで今後、最大の焦点となってくるのが「預金口座とのひも付け」の義務化の実現に他ならない。

的には個人事業主であるケースが多いようだ。

前者であっても、勤めている店員がコンプライアンスにのっとっていないため、住民税の天引きもしていないと、バレる心配はない。

その意味で風俗店などについては、そもそも無申告が多いので、マイナンバーを契機に風俗嬢が減るとは思えない」と「風俗専門税理士」の異名を取る松本崇宏氏はみる。

実際、相談に来た風俗嬢に仕組みを説明すると「納税した上で副業を続ける考えの子が多い」という。

マイナンバーの導入に当たって、サラリーマンやOLの最大の関心事の一つが「副業はバレるのか？」という疑問だった。副業先にマイナンバーを提出すると、自動的に会社の経理にも連絡が来るのではないかと、強い懸念が巻き起こったのだ。  
では、実際はどうなのか。  
答えは、就業形態に応じて変わってくる。  
副業先が会社のケースのほか、アルバイトや日雇い派遣といった就業形態の場合、つまり副収入が給与所得の場合はバレやすい。一方、給与所得以外の雑所得や事業所得などはバレにくい。  
ポイントには住民税にある。給与を支払う会社は毎月「特別徴収」といって、従業員の給与から住民税を天引きし、納めなければならない。副業でもそれは同じであり、合算すれば、住民税の額が大きく増えることになる。

翌年度、本業の会社には、その従業員にかかる住民税が知らされるため、想定以上の額に上っていれば、経理担当者は気付くはずだ。就業規則で副業が禁止の場合は、相応の覚悟が必要というわけだ。  
給与所得でない場合、確定申告の際、住民税を「自分で納付」という欄に丸をつければ、「普通徴収」による納付が認められる。そうすれば、副業分の住民税を本業とは分けて納付でき、会社にはバレにくい。もっとも、同僚からの密告などで露見するケースもままあるという。  
一方、歓楽街ではマイナンバー導入で、キャバクラ嬢などの「夜の蝶」たちが身元バレを嫌って辞めていくのではとの危惧も広まった。  
この場合も実は、給与を得る就業形態なのか、個人事業主として外注されているのかによって変わってくる。前者は副業バレしやすいものの、後者は自分で申告すればいい。実態

DW



夜の蝶は、漆黒の闇に消えてしまうのか。専門家は否定するが……

既に昨年9月には改正マイナンバー法が成立し、18年から預金者の任意でマイナンバーと預金口座をひも付けることが決まった。

問題はその先だ。関係者の間では、さらに3年後の21年をめどに、国が口座とのひも付けの義務化に踏み切る、との観測が絶えない。実現すれば「国税はフローの所得とストックである資産の両面を把握できる」(国税OB税理士)。所得や資産の動きが丸裸にされる。

### 贈与税逃れに触手 少額申告漏れも 徴税包囲の完遂へ

無申告の個人事業主の場合でも、当局側は口座資金の流れを追うことで、申告漏れを捕捉しやすくなる効果が見込める。

贈与税逃れの封じ込めにも効果を発揮するとみられている。生前贈与で財産を人から受け取る場合、年110万円までなら非課税だが、110万円超を分割して別々の口座に振り込むと、これまでは贈与税の対象が分かりにくかった。

だが、マイナンバーと預金口座がひも付けば、複数口座に分割してもすぐ名寄せできる。調査側の手間も簡易化されるため、少額の申告漏れに触手が伸ばせるように